



鳥取県公報

平成15年11月28日(金)
号外第154号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(90)(職員課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 1 給料表の改定
給料月額を引き下げることとした。(別表第1関係)
- 2 給料の調整額の改定
調整基本額を引き下げることとした。(別表第1の3関係)
- 3 施行期日等
(1) この規則は、平成15年12月1日から施行することとした。
(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第90号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

ア 現業職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	120,600	218,200	262,300	313,800
2	124,300	226,200	270,800	323,700
3	128,100	234,600	279,400	333,600
4	131,900	243,500	288,000	343,300
5	134,400	252,500	296,400	352,700
6	138,800	260,900	304,800	361,900
7	143,300	279,400	310,900	370,900
8	148,500	288,000	320,200	379,600
9	154,300	296,400	329,500	388,000
10	160,200	304,800	338,700	395,300
11	166,500	310,900	348,000	404,600
12	177,400	320,200	357,200	413,200
13	184,400	329,500	366,100	421,100
14	190,200	338,700	374,800	426,900
15	195,500	348,000	382,300	432,500
16	205,700	357,200	387,800	436,300
17	213,300	366,100	392,800	440,000
18	221,100	374,800	400,500	443,900
19	229,000	382,300	405,200	447,500
20	236,400	387,800	409,400	451,100
21	252,500	392,800	412,900	
22	260,900	396,200	416,600	
23	269,300	399,700	420,100	
24	277,600	403,100	423,600	
25	285,700	406,500	427,100	
26	296,400	409,900		
27	304,800	413,300		
28	313,100	416,700		
29	321,100			
30	328,500			
31	335,900			
32	343,100			
33	348,600			
34	353,300			
35	357,300			
36	360,600			
37	363,400			
38	366,300			
39	368,800			
40	371,300			
41	373,800			
42	376,400			
43	379,000			
44	381,600			

イ 現業職給料表(2)

職務の級	給料月額		
	第1類	第2類	第3類
1 級	150,100円	187,400円	215,300円

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1の3(第2条の2関係) 調整基本額表			別表第1の3(第2条の2関係) 調整基本額表		
職員の区分	職務の級	調整基本額	職員の区分	職務の級	調整基本額
再任用職員以外の職員	1 級	10,200円。ただし、1号給から11号給まで <u>5,100円</u> 12号給から15号給まで <u>6,500円</u> 16号給から20号給まで <u>8,500円</u> 21号給から25号給まで <u>9,800円</u>	再任用職員以外の職員	1 級	10,300円。ただし、1号給から11号給まで <u>5,200円</u> 12号給から15号給まで <u>6,600円</u> 16号給から20号給まで <u>8,600円</u> 21号給から25号給まで <u>9,900円</u>
		10,800円。ただし、1号給から6号給まで <u>9,800円</u> 7号給から10号給まで <u>10,200円</u>			11,000円。ただし、1号給から6号給まで <u>9,900円</u> 7号給から10号給まで <u>10,300円</u>
		11,300円。ただし、1号給から6号給まで <u>10,200円</u> 7号給から17号給まで <u>10,800円</u>			11,400円。ただし、1号給から6号給まで <u>10,300円</u> 7号給から17号給まで <u>11,000円</u>
		11,900円。ただし、1号給から9号給まで <u>11,300円</u>			12,000円。ただし、1号給から9号給まで <u>11,400円</u>
再任用職員	1 級	第1類 <u>5,100円</u> 第2類 <u>6,500円</u> 第3類 <u>8,500円</u>	再任用職員	1 級	第1類 <u>5,200円</u> 第2類 <u>6,600円</u> 第3類 <u>8,600円</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 平成15年12月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
円	円	円	円	円	円	円	円
388,600	384,200	424,900	420,100	435,500	430,600	459,900	454,700
391,300	386,800	428,400	423,500	439,100	434,100	463,600	458,300
394,000	389,400	431,900	426,900	442,700	437,600	467,300	461,900
396,700	392,000	435,400	430,300	446,300	441,100	471,000	465,500
399,400	394,600	438,900	433,700	449,900	444,600	474,700	469,100